

大企業体制論の基礎的社会観

—ペーター・ウルリッヒの见解を中心に—

渡 辺 敏 雄

I 序

企業は、管理活動を行なうことによって合理化を図ろうとする。その際、管理活動の結果として、もちろん企業の当初の目的は達成される方向の力が働くが、それとともに企業の内外に、管理活動の副作用をもたらす。

われわれは、社会における企業のそうした副作用的側面に多大な関心を抱くものであるが、副作用はもちろん企業の大規模化とともにその程度を増すことは容易に推論される。ここに社会における大企業の意味を問う必要がある。

本稿では、こうした問題を取り上げたペーター・ウルリッヒの『半ば公的
制度としての大企業：企業の政治理論』¹⁾を取り上げる。

その際、かれの思考の特質の1つは、かれの研究の対象が、企業だけにとどまらず、企業と社会、特に企業と政治ならびに法制度との関係で構想されているということである。企業と政治ならびに法制度との関係を考えるということは、一国全体の事情を考えるということである。また一国全体の事情を考えるということは、社会全体の意思決定過程を考え、社会全体の意思決定過程の中で決まったことが、企業に、枠組として課せられるということが考えられているということである。

1) P.Ulrich, *Die Großunternehmung als quasi-öffentliche Institution : Eine politische Theorie der Unternehmung*, Stuttgart 1977.

われわれは、本稿ではかれの学説のうち、基礎的社会観に相当する部分の特質を描き出し若干の問題点を指摘しよう。

II ペーター・ウルリッヒの問題意識

ウルリッヒは、企業を、「所有者の私的関心事ではなく、政治的に重要な、公的な事項となった社会的制度(gesellschaftliche Institution)」と見なす(S.2)。ここに政治的に重要だという意味は、大企業の行動が、多くの第三者が「損失なしでは回避できない」一連の作用をもつという意味である(S.2)。こうした事態は、企業の政治化(Politisierung)とも言われ、政治化した企業を前提すると、社会的利害と私的利害との乖離は、個人的、道徳的平面ではなく、制度的、政治的平面(institutionelle, politische Ebene)においてはじめて解決可能となる。

それ故かれによれば、企業は、企業体制法(Unternehmensverfassungsrecht)によっても公式的に政治問題とされなければならないのであって、この意味で企業は半ば公的制度(quasi-öffentliche Institution)と考えられなければならないのである(S.2)。

われわれは、ここにウルリッヒが企業の政治化の現象を問題視し、その解決に当たって法的な側面を重視していることをうかがえる。

さらにかれは、戦後のドイツ経営経済学を批判的に総括して、それらの構想は、個別企業が最大限の利潤を追求すれば、国民経済的にも財・サービスの最適配分が起こるという調和観(Harmonieprämisse)をもっていたとする(S.14)。

かれはこの調和観を議論の出発点とし、かれは、過去の学説には調和観が存在し、現在の学説には既に調和観が存在しないことを前提に議論を進める。調和観が存在しない社会では、少なくとも、企業目標と社会の諸目標とが合致しないのであり、そこに利害の複数観が存在することが示唆されているのである。

こうした認識に基づくならば、かれによれば、複数の利害を反映した目標

関数を企業の意思決定模型に考慮してはじめて、複数利害的問題が認識され、形作られ、克服されうるのである(S.15)。

このためには、経営経済学の根本的パラダイムの転換が必要なのである。

そして、新しいパラダイムは、「その研究課題が、複数主義的、社会関連的目標基準のもとにおける希少資源の個別経済学的考察になるであろう社会関連的個別経済学(gesellschaftsbezogene Einzelwirtschaftslehre)」(S.16)でなければならない。このこととほぼ同様の事情をかれは、社会的に合理的な企業構想(gesellschaftlich rationale Unternehmungskonzeption)とも言う(S.4)。

こうした特質をもつ学説の中では、どのようにしたら企業をウルリッヒ的な意味で望ましい方向に導けるのかという規範的な構想が展開されることとなる。かれも規範の展開をむしろ積極的に宣言し、その際、規範を明確に示すこと、すなわち高度の「価値透明性」(Werttransparenz)を獲得努力しようとする。つまり、かれの研究は、規範の実現を目指して、変更可能性を示し、現状の弱点と弊害とを分析し、変更の望ましさを示唆する研究である(SS.21-22)。

われわれは上記の特質を念頭に置き、以下でかれの学説の仔細を見よう。

III 現状分析と危機認識

ウルリッヒは、現状を確認し、そこに危機が生まれていると見る。

かれは、まず現状分析²⁾をするに当たり、資本主義的産業社会(kapitalistische Industriegesellschaft)のもとで生産手段の私有が通常となっている社会を念頭に置き、産業社会の中でも、国家装置(Staatsapparat)によって全体システムが何とか安定的に維持されえて、介入国家とも言われる段階の「進歩した」産業社会を念頭に置く。

そしてかれは、社会が基本的には社会文化的システム、経済システム、政

2) 現状分析に関するウルリッヒの認識については、次を参照。

P.Ulrich, *a.a.O.*,SS.47-67.

治管理システムなる3つの機能システムからなると考え、資本主義的産業社会の特徴として、経済システムの原理である交換原理(Tauschprinzip)こそが普遍化していると考えられる。

しかし、ウルリッヒはその学説の特質でもあった、企業を法制度との関係で考えるということから、経済システムだけを考えるのではなく、政治管理システムの特質を敷衍して論じる。

その現状の特質として主として指摘されるのは、国家に対して巨大資本の影響が強く存在し、議会の示しうる可能性領域従って行政のとりうる可能性領域がしばしば体系的に制約され、特定の政治的意思決定が妨げられることを意味する「国家機構の選択性(Selektivität)」が存在する、という事態である。

かれの認識では今日、こうした意味の選択性の存在とその打破への機運の高揚が見られ、これがかれの言う危機現象(Krisenerscheinungen)³⁾である。

まず危機現象は、以下のように統制の失敗(Steuerungsdefizit)を表す。

ウルリッヒは、晩期資本主義理論(Spätkapitalismustheorie)に従いながら、統制の失敗は、特に、一方で資本の私有を認めつつ、他方で私的資本の社会的にあたえる外部効果(externer Effekt)すなわち満たされないあるいは阻害された欲求と利害が生まれるという事態に起因している、とする。この論述と対応してかれは統制の失敗を、私的行為の外部効果⁴⁾として全体社会的な生活の質を阻害している社会的事態が発生していることとして規定する(SS.68-71)。

こうした危機認識をなすかれは、特に政治管理システムを取り上げ、そのシステムが交換原理を止揚する改革の実行をするには経済システムから十分自律的ではないと認識する。その原因が、前述の国家の選択性なる事態であ

3) 危機現象に関するウルリッヒの認識については、次を参照。
P.Ulrich, *a.a.O.*,SS.68-110.

4) ウルリッヒは、統制問題の外部効果に関連づけるこの定義の方法を、より客観的な方法(quasi-objektive Weise)とする。

る。

われわれがここで、かれが体制の変更を考えているとすれば、それと交換原理の打破は一貫しているということと、われわれが問わねばならないのは、かれが構想する新体制のもとでは、経済現象は、交換原理以外のどのような原理で動くのかということである。

われわれはこの問題については、ウルリッヒが挙げている例⁵⁾から推測するしかないが、かれが挙げている環境汚染の解決に際して、政治的意思の存在は、国家の選択性によって制約され、私的費用を極小化し社会的費用を極大化しようとする市場経済への組織の失敗の処理を妨げる⁶⁾。

かれの見解によれば、選択性の打破は、交換原理を全体社会的効用原理 (gesamtgesellschaftliches Nutzenprinzip) によって代えることなしには不可能である。

ここでわれわれは、重要なことを知る。それは、かれが交換原理に代えて、全体社会的効用原理なるものを考えているということである。われわれは全体社会的効用原理の内容を知るためにさらに、ウルリッヒの言葉を聞こう。

かれの考える変更は、資本主義的交換経済から、最上の秩序原理が、全体的な環境効果の影響のもとにある商品あるいはサービスの全体社会的純効用 (gesamtgesellschaftlicher Netnutzen) である使用価値 (Gebrauchswert) に基づいた経済への変更でなければならない (S.104)。われわれの見解ではこれがまさに、かれの見解による交換原理にとって代わるべき「全体社会的効用原理」とそれに基づく経済を表した言葉であることを知る。

しかしわれわれは、かれが言うところの、全体社会的純効用である使用価値に基づいた経済なるものが具体的にどのようなものであるかをかれの見解からは未だ知ることはできないままである。

ただし、われわれはこの時点でも、全体社会的純効用である使用価値とい

5) この例については、次を参照。
P.Ulrich, *a.a.O.*, SS.96-106.

6) ウルリッヒによれば、この例が日本である。

う概念から、ウルリッヒの見解の中には、「全体社会的」な効用が存在しなければならないことを知る。われわれはそれと同時に、財・サービスの全体社会的な効用の内容が、社会においてどのように形づくられるのかに関心をもつ。

この関心については本稿の後半において説明するとして、われわれは、かれの学説についてここまでで知りえたこととして、次のことを挙げうる。かれが企業の構想を社会に関する全体構想へはめ込むことを社会的に合理的な企業構想の中核の1つとすること、それ故、かれによれば、同時に、巨大企業が国家の政治的意思決定をゆがめるという意味での選択性の打破のための民主主義化の基準と戦略、政治的領域における長期的に理性的な目標設定と目標実現のための統制の基準と戦略とを展開し、そこへ企業をはめ込もうとすることである。

それではわれわれは次に、企業という制度がはめ込まれるべき民主主義の基準と戦略ならびに統制の基準と戦略についてのかれの見解を見よう。

IV 民主主義の概念

ウルリッヒはまず、規範的社会理論を展開しようとする。すなわちその理論は、経験から距離を保った価値システムから基準を作る。そして、これが価値前提となる。そしてかれは次の重要なことを言う。

釣り合いのとれた均衡を達成する中庸の希求水準(mittleres Anspruchsniveau)を伴った民主主義基準が展開されるべきである、と(S.115)。

かれのこの言葉から、われわれの解釈によれば、かれは規範を考えるが、実現可能な規範を考えていることが分るのである。

かれは、かれ自身が理想郷的特徴をもつと称する革新的自由主義的民主主義基準(radikal-liberales Demokratiekriterium)である理論の規範的基準を以下のように展開する⁷⁾。

7) 民主主義の概念に関するウルリッヒの見解については、次を参照。
P. Ulrich, *a.a.O.*, SS. 113-144.

まず民主主義の思想を分類する基準として、ウルリッヒは次の2つを挙げる。

第1の基準として、国民の成人性を前提するか、未成人性を前提するかによって、インプット志向の民主主義構想(inputorientierte Demokratiekonzeption)とアウトプット志向の民主主義構想(outputorientierte Demokratiekonzeption)の区別が生じる。インプット志向の民主主義構想は、成人的な人間像を前提して、できるだけ万人の同権的参加から生じるべき政治的意思形成の方法とその正当化を問題にする。万人の参加がこの構想においては重視される。これとは対照的に、アウトプット志向の民主主義構想は、国民による支配ではなく、エリート(Elite)だけが成人性を満たし、かれらによる国民に対する支配が、民主主義の必要十分な特質であると考えられる。それ故この構想は、その内容からすれば「代表的民主主義」である。

第2の基準として、国家体制の問題としての支配を考えるか、全体社会体制の問題としての支配を考えるかによって、形式的民主主義構想(formale Demokratiekonzeption)と現実的民主主義構想(reale Demokratiekonzeption)の区別が生じる。形式的民主主義構想は、自律的人間像(autonomer Mensch)を前提として、法治国家的に平等性の確保を目指し、民主主義を国家体制の問題と見て、平等性の確保が可能だという前提に立つ。これとは対照的に、現実的民主主義構想は、民主主義を全体社会的体制の問題と見て、社会的不平等と政治的不平等が削減されうるがあくまで完全には除去はされないという前提に立つ。この構想はその目的とする個人の生活機会のできる限りの平等化のために、「解放的な志向」(emanzipatorische Ausrichtung)をもち、日常の経験領域を参加領域とみなす「直接的民主主義」(direkte Demokratie)を志向する。その際重要な経験領域には、生産領域(経営)と地域領域(共同体)がある(SS.123-125)。

以上の分類を前提して、ウルリッヒが展開しようとする批判的-規範的な立場(kritisch-normative Standortbestimmung)は、インプット志向ならびに現実的民主主義の方向へと向う。

かれのこうした志向は、インプット志向によって解放主義的参加への要請によって特徴づけられ、また現実主義的民主主義によっても参加的要素を重視する全体社会的民主主義化に向かう要請によって特徴づけられる。

この方向に沿ってかれは、上記の「理念型的な」民主主義が念頭に置く「人間像」の前提を摘出し、それが含意する基準を画定した上で、実際の制約を考慮してそうした理念型的な民主主義が現実の中で機能するようにするために、「中庸の希求水準」を伴う民主主義基準を定義する。

ここに、理念型的な民主主義が念頭に置く人間像の前提とは、上記のインプット志向と現実的民主主義構想の背後に存在している「個人の自律性 (Autonomie)」とすべての個人の「生活機会の平等 (Gleichheit)」というものである。そして、人間像の前提としてのこれらの「個人の自律性」と「生活機会の平等」は、さらに、次のようにそれぞれ2つの基準を含む。

まず、「個人の自律性」は、「成人性 (Mündigkeit)」と「給付自律性 (Leistungsautonomie)」の基準を含み、次に、「生活機会の平等性」は、「欲求平等 (Bedürfnisgleichheit)」と「政治-法的平等性 (politisch-rechtliche Gleichheit)」の基準を含む (S.128)。

そして、それぞれの基準には民主主義の「理想的要素」が対応している⁸⁾。

だが、ウルリッヒは、民主主義の「理想的要素」に対して、中庸の希求水準をもつ民主主義基準を提示する。

ここにかれがいわば、「理想路線」ではなく「現実路線」を歩もうとする姿がはっきりとうかがえる。

その際、中庸の希求水準を考える契機として重要な事態は、民主主義の「理想的要素」のどれにも、個人の水準においてのみならず、すべての水準

8) 各基準に対応する民主主義の「理想的要素」は次のものである (S.129)。成人性には、政治的議論能力と、公開性の可能性が対応する。給付自律性には、物質的給付の獲得の自由、すなわち欲求満足の自由が対応し、ここから給付公正性 (Leistungsgerechtigkeit) がでてくる。欲求平等性には、欲求満足の平等性が対応し、ここから欲求公正性 (Bedürfnisgerechtigkeit) がでてくる。政治-法的平等性には、政治的影響可能性の平等、すなわち国家への参加の平等、議会における代表権の平等が対応する。

における解放機会の増加と機会の平等化としての社会的解放を含む「解放」が相応し、それ故に、解放はウルリッヒの中庸の希求水準を考える契機の鍵概念となる。かれは、こうして解放の概念を契機として、上述の理念型的な民主主義が念頭に置く人間像の前提が含意する基準に次のように中庸の希求水準をもつ3つの基本基準を割り当てる⁹⁾。

かれは、第1に、成人性と給付自律性には「参加基準」(Partizipationskriterium)を割り当て、第2に、欲求平等性には「社会国家性」(Sozialstaatlichkeit)の基準を割り当て、第3に、政治-法的平等性には「複数主義基準」(Pluralismuskriterium)を割り当てる(S.130)。

まずかれは、「参加基準」¹⁰⁾について、次のように言う。

参加とは、個人が自身に関連するすべての意思決定に参入(Beteiligung)することである。参加が実現するためには、一方で形式的な参加可能性と他方で参加の社会文化的な社会構造的な前提が作られなければならないが、参加実現の際の最も困難な問題は国民の間に政治的無気力(politische Apathie)が存在していることである。参加による民主主義は、この無気力が克服可能であると解釈された場合にだけ意義深い目標である。特に形式的な参加可能性について、ウルリッヒは、参加形式(Partizipationsform)を取り上げて論じ、参加形態は、企業、学校、家庭等の参加の場面を表す「参加領域」、参加対象となる階層が直上の意思決定か最高水準の意思決定かを表す「参加水準」、共同協議権から、共同決定権を経て、拒否権の程度にまでの範囲がある「参加程度」、さらに「参加形態」¹¹⁾に従って具体化されうるとしている。

9) 中庸の希求水準に関するウルリッヒの見解については、次を参照。

P.Ulrich, *a.a.O.*,SS.130-144.

10) 参加基準に関するウルリッヒの見解については、次を参照。

P.Ulrich, *a.a.O.*,SS.131-135.

11) 「参加形態」は、参加が実行される組織形態あるいは手続きを意味し、まず、直接の共同決定を意味する内的参加と制度に対する外側からの影響行使を意味する外的参加の区別と、次に、公式的に画定され闘いとられた参加権としての制度化された参加と公式の基礎を欠く集団的な圧力行使としての制度化されていない参加の区別がある。

次にかれは、「社会国家性」¹²⁾について、次のように言う。

社会国家性は、すべての生活領域における特権をもたない層の権利の保護と拡大を目指し、これによって法の上の平等という目標が生まれる¹³⁾。ここでは国家的水準における社会的な基本権(soziales Grundrecht)が考えられていて、社会的な基本権は、個人の発展の平等の機会をすべての個人に保証する「個人の発展権(Persönlichkeitsentfaltungsrecht)」と、すべての個人に対して、経済、社会、文化、政治の領域における共同形成と共同決定を確保する「国家と社会への参加権(Teilnahmerecht)」に分かれる。われわれはここでも、参加が、ウルリッヒによって強調されていることを見逃してはならない。

さらにかれは、「複数主義基準」¹⁴⁾について、次のように言う。

複数主義基準の「規範」的適用可能性が特に問題になり、かれは「複数主義的な社会主義(pluralistischer Sozialismus)」を求め、それは自由主義的な表面的複数主義と独占的な党派専制主義との間の稜線に位置する、とする。われわれの解釈によれば、この言葉は、複数主義的な社会主義は、形式的に複数主義を保証するだけでなく、実質的な意味での複数主義を実行に移すことによって、一階級ないし一党独裁を避けようという意味であると解される。

かれによれば、複数主義がかれの提唱する「社会的に合理的な企業構想」の基盤に置かれることが重要である。複数主義基準がでたので、ここでウルリッヒが考える複数主義の内容とその目指すところをわれわれはまとめておこう。

12) 社会国家性に関するウルリッヒの見解については、次を参照。

P.Ulrich, *a.a.O.*,SS.135-138.

13) こうした平等性が実現されている国家をウルリッヒは社会国家(Sozialstaat)と呼ぶ。

14) 複数主義基準に関するウルリッヒの見解については、次を参照。

P.Ulrich, *a.a.O.*,SS.138-144.

V 民主主義的社会主義と複数主義的基準

かれは、社会には多くの普遍化可能性のない利害が存在するという複数主義的構想(pluralistische Konzeption)の立場をとる(S.31)。

かれは、こうした利害についての複数主義においては、利害の一致は、定義によってではなく、利害代表あるいは利害集団間の合意(Konsens)に至る議論の方法によって生まれると考える(S.34)。ここで合意とは、妥協とは違い、さまざまな利害間の一致を意味し¹⁵⁾、合意への到達には、複数利害の承認ならびに利害相手の権力政治的に同一の立場の前提が充たされなければならない、*「理性的で、合意可能性のある議論」*(*vernünftige, konsensfähige Diskussion*)が展開される必要がある。

さて、われわれは既に、ウルリッヒが体制の転換を考えていることを知った。その際の転換の目指すものについて、かれは、転換目標は、政治的意思決定過程での社会の合意の中から生じてこななければならないとしながらも、最上位の転換目標については、かれは考えている。

それは、「生活の質(Lebensqualität)」の実現である。

最上位の転換目標が与えられると、続いて、「生活の質」という空虚な形式を具体化し、企業という制度がその社会的合理的機能を維持するべき基本枠組を構成することが問題になるが、その場面では、合意形成によってことが進められるのである(S.40)。

つまり、かれの前述の民主主義観からすれば、このように「生活の質」という基準それ自体は与えられたものの、その具体化は、合意によって形づくられるのであり、生活の質の規定の過程への参加自身が既に生活の質の実施であり、生活の質の規定の方法が、複数利害的な構造を最大限反映している必要がある。

それ故、「生活の質」の筆頭の基準は、現実の利害構造を妥当に把握して

15) 合意の方法については、ウルリッヒは、ハバーマス(J. Habermas)の見解の影響を受けている。

いるかどうかの能力をもって測られた「政治的意思形成過程」の質である。

また、「生活の質」は決定されるのみではなく、実現されなければ意味をもたないので、次に重要となる基準は、政治管理システムの実行能力である。それ故、社会における政治的場面においては、「生活の質」の把握というインプット側と、インプットから形成された意思決定を実行に移すというアウトプット側の基準の双方から、民主主義が要求されることになる。

このようにしてかれが実現しようとする民主主義的社会をかれは、民主主義的社会主義(demokratischer Sozialismus)の社会と言う。

ここに言う民主主義的社会主義は、ウルリッヒによれば、個人的発展可能性が社会によって規定されているということを見ぬき、個人が属するシステムによる統制にすべての個人を近づかせようとするのであって、それは、資本主義的形式民主主義と官僚社会主義的中央管理との間の第3の道を選択することになる(S.42)。

さらに複数主義が満たすべき基準をかれは次のように挙げている。

第1に、「利害の組織能力」の基準として、さまざまな利害集団の組織能力の均等化の実現の努力が論じられ、第2に、「機能能力のある公開性」の基準として、裾野の利害を事実に近いように模写し、かつ、国家装置に牽制機能を行使するという公開的議論への要請が論じられ、第3に、「経済的権力集中の打破」の基準として、増加しつつある財産集中、資本集中、生産者主権によって作られてしまうすべての種類の特権の根源たる経済的権力集中の作用の打破への若干の施策が論じられる。

ウルリッヒの現状認識によれば、個々の企業が大規模化し、規模から見れば公的な類型の特質を帯びると、私的資本をますます社会的統制のもとに置くことは不可避なのである(S.144)。

ただしその際、国有化が問題ではなく、上述の複数主義に基づいた「精緻化された正当化機構と統制機構(Legitimations- und Lenkungsmechanismus)」が問題となる(S.144)。

VI 基礎的人間像

われわれはここでウルリッヒの人間観と社会観¹⁶⁾をまとめておく。

かれは、「自律的人間(autonomer Mensch)像」と「社会的に規定された人間(sozial determinierter Mensch)像」を考え、これらの両極端の統合を試みる。

このうち自律的人間像は、社会的報酬が、個人的給付量つまり努力量に応じて分配されるべきだと考える。そこにあるのは、「給付原理(Leistungsprinzip)」である。つまり、社会は、欲求満足の自由としての一定の動機づけの要素が存在するように構成されなければならないのであった。こちらの側面では参加が重視されるのであった。

これに対して、社会的に規定された人間像は、人間は生まれながらにして平等ではなく、社会的に規定されているので、先述の個人の発展権とここでも強調される参加権の過程で獲得されるべき形式法的平等性と自由性は社会によって物質的に補償され確保されるべきであると考え。そして、そこにあるのは、「社会原理(Sozialprinzip)」である。

ウルリッヒは、これら両方の人間像を統合し、社会的報酬の分配については制約はしつつ、給付原理を適用して一定の動機づけ要素を残そうとする。

かれは他方で、社会的補償の必要をも確信して、給付原理と社会原理の公正な関係は状況に依存すると言う。だが、かれが長期的傾向として指摘することは、給付自律性が後退し、それ故給付原理が公正上より重要ではなくなり、それに代えて社会原理が公正上重要になってくるという推論である。

給付原理と比較して社会原理の重視をわれわれはここに明瞭に確認できるのである。すなわち、社会原理を主として、給付原理を従とする社会をウルリッヒは考えているのである。

われわれは、ここで、ウルリッヒの理想像の世界では、「給付原理」の内

16) 人間像と社会像に関するウルリッヒの見解については、次を参照。
P.Ulrich, *a.a.O.*,SS.23-28.

容である欲求満足の自由の確保の必要性は、人々の中の欲求平等性の仮定を前提とすると考える。人々の欲求満足の自由を認めることとしての給付自律性は、「努力に見合った給付」が獲得される状態が実現していなければならない。そして、「努力に見合った給付」が公正であるためには、複数の個人の間で努力と給付との関係が比較されえて、かつその関係が両者に納得されうるものでなければならない。

努力に見合った給付を比較するためには、まず第1に、複数の個人の間で努力の比較が可能でなければならない。次に第2に、複数の個人の間で給付の比較が可能でなければならない。

ここに、われわれの解釈によれば、努力と給付は個人によって主観的に評価されざるをえないのである。このうち、特に、給付に対する主観的評価は、努力を投じた人間を動かしている支配的な「欲求」がどの程度、満足させられたかによって行なわれると解される。このことを前提すれば、少なくとも「給付」について、複数の個人の間で、他の条件に等しき限りで比較を有意義に行なうためには、理想的には、比較対象となった人間が同一の欲求によって動かされていると考える必要がある。

ここに、「給付原理」が、欲求満足の平等性を意味する「社会原理」とは異なり、欲求満足の自由を意味しているが、「給付原理」が成立するための一つの重大な条件は、給付の自由獲得競争の根源となる欲求内容の完全な分散ではなく、それらがある程度の類としてまとまっていることであると解される。

また、欲求満足の平等性を目指す社会原理は、社会におけるすべての人々の欲求は平等に満足させられるべきことを説くが、この原理が有効に機能するためには、人々の欲求の完全な分散はその妨げとなる。なぜならここでは、欲求満足の平等性が直接目指されているのであるから、社会における人々の欲求の満足が比較せられ、それらが平等であると判断されうるためには、欲求満足の自由を唱う「給付原理」よりもより直截的に、社会における欲求の内容の完全な分散ではなく、それらがある程度の類としてまとまっている必

要があると解されるからである。

われわれは、ここにウルリッヒにおける社会主義への傾注を明確に確認することができる。われわれはここで、人々の中の欲求平等性は、社会主義の標榜するところであることを参照すれば、まさにかれが、社会主義が始めて欲求公正性すなわち欲求平等性を再度取り上げ啓蒙の伝統を拡充したと指摘している(S.130)ことはわれわれの解釈を保証するものである。

VII 統制と集権化・分権化

上述ではわれわれは、政治管理システムのインプット側についてのウルリッヒの見解を見てきたが、合意された事項は実行に移されなければならない。合意された事項を実行に移す側面は行政に相当する統制(Steuerung)である¹⁷⁾。

ただしかれの見解に特徴的であるのは、合意決定と実行との間に意識的に境界を引かないということである。

つまり、かれは統制を、かれが考える複数主義的な民主主義構想に組み入れようとする。すなわち、かれの使う意味の統制の過程は、基準としての規範的前提をなす目標の決定から始まるのであり、政治決定を単に実施に移す行政よりは広い意味をもつ。つまり、この意味での統制は、テクノクラティックで管理的な計画とは対照的に、目標形成過程(Prozeß der Zielbestimmung)を含み、それは「政治的計画」をもなす。これによって、統制は、機能合理性によってだけでなく、インプットの民主主義的質、すなわち計画化に入ってくる規範的前提と民主主義的多数意思との一貫性によって判断されなければならない。このようにかれの考える統制は、一方で、政治的合意の問題を含み、他方で、問題の生産的な処理をしなければならない。

ただし、統制が目標の決定をも含むとは言え、それはやはり、目標の決定に行政的実行の側面を追加したとも見られる。それ故、ウルリッヒの意味で

17) 統制に関するウルリッヒの見解については、次を参照。
P.Ulrich, *a.a.O.*,SS.145-155.

の統制も行政的実行の側面をもち、その側面での以下の問題も見受けられる。

統制とは、人間あるいは社会システムに対する欲求満足の手段の投入あるいは抑制(Einsatz oder Vorenthalten)である。すべての社会は統制システムをもっているが、その制度的形態の点で異なり、特に、ウルリッヒが重視するのは、誰が欲求満足の手段をもち誰が統制主体なのかである。この問題は、権力問題と権限問題と言われる。つまり、分権化された権限体制から集権化された権限体制まである権力問題と権限問題の解決こそは、統制構想の根本的規定要因であり、かれは、この問題の解決によって同時に配分問題の最適解決がなされると見る。そして、かれによれば、権限問題については前面にあるのは「計画か市場か」の問題である。

この点についてかれは、分権化のますますの崩壊によって「計画合理性による市場合理性の代替」に向かう傾向が見て取れること、ならびに「社会主義的市場経済」¹⁸⁾の企画をあげて、かれが「市場」よりも「計画」に信頼を寄せる態度を見せる。

ただしかれは、権限問題の望ましい混合体制については、市場要素と計画要素との混合は、単なる理想的構想をも含まず、現状維持にも直結しないであろう、と言うのみで、どのような混合が最適なのかについては言明していない。

結局、ウルリッヒは言う。社会の統制の中心には政治的合意過程が来なければならない、その過程は、情報と分析によって支持はされるが代替はされえない、と(S.155)。この言葉には、社会的問題は、テクノクラティックな解決では解かれることなく、政治的合意の重視こそがその解決への接近をなすすべてである、というかれの見解が現れている。

VIII 大企業体制論の基礎的社会観の特質—結びに代えて—

われわれは以上で、ペーター・ウルリッヒの大企業体制論の基礎的社会観

18) 社会主義的市場経済の構想についてウルリッヒは、ランゲ(O. Lange)らの構想を挙げている(A.a.O.,S.146)。

をわれわれによる特質の指摘も交えながら跡づけた。

かれは、企業を、「所有者の私的関心事ではなく、政治的に重要な、公的な事項となった社会的制度 (gesellschaftliche Institution)」と見なす (S.2)。

ここにウルリッヒは、大企業の行動が、多くの第三者に対して放置すると損失を伴う一連の作用をもつという認識から出発し、現代の大企業は、もはや「所有者の私的関心事ではなく、政治的に重要な、公的な事項となった社会的制度」ないし「半ば公的制度」となったと認識したのである。

それ故かれは、現代大企業から発生している問題は、個人的、道徳的平面ではなく、制度的、政治的、法的平面で解決されなければならないと考える。企業は、企業体制法 (Unternehmensverfassungsrecht) によって政治問題とされなければならない、という言葉もこの関連で出てきたものである。

われわれは、ここにウルリッヒが企業の政治化の現象を問題視し、その解決に当たって法的な側面を重視していることを指摘した。

そして、われわれの見解によれば、大企業のこの位置づけとその問題の制度的解決方法の提唱にこそかれの学説の最大の特質が求められるべきである。

大企業の外部への副作用の問題を認識し、それは、政治の側面における枠組を与え、それに従って企業を指導し解決がなされていくしかないとウルリッヒは考えているのである。そこでかれは体制の変更を考えたのである。

かれは体制の変更については、現実的な提案をしようと試み、民主主義の理想的要素に代えて、「参加水準」、「社会国家性」、「複数主義的基準」からなる中庸の基準を提唱したが、かれの見解の根底にはやはり社会主義への傾注があると解された。

なぜなら、自由主義が標榜する「給付原理」と比較して社会主義が標榜する「社会原理」の重視をわれわれは明瞭に確認できたからである。

こうしたウルリッヒの思考傾向をわれわれはかれのもつ人間像にさかのぼって敷衍すれば次のようになる。

「給付原理」は、欲求満足の平等性を意味する「社会原理」とは異なり、欲求満足の自由を意味しているが、「給付原理」が成立するための一つの重

大な条件は、給付の自由獲得競争の根源となる欲求内容の完全な分散ではなく、それらがある程度の類としてまとまっていることであると解された。

また、欲求満足の平等性を目指す社会原理は、社会におけるすべての人々の欲求は平等に満足させられるべきことを説くが、この原理が有効に機能するためには、人々の欲求の完全な分散はその妨げとなるのであって、欲求満足の自由を唱う「給付原理」よりもより直截的に、社会における欲求の内容の完全な分散ではなく、それらがある程度の類としてまとまっていることが成立している必要があると解された。

この事態を形成すること、つまり、社会における欲求の内容のある程度の類としてのまとまりを作ることは、われわれの見解では、人の欲求を直接操作することの不可能性を考慮すると、他の方法によって成し遂げられなければならない。ここに、欲求の対象となる財・サービスの種類にまとまりを作り、そのまとまりの類の制限を通じて、人々の欲求にまとまりを作る方途が考えられる。

そしてその際、どのような財・サービスが生産と販売の対象となるかは、政治の次元で決定されるのであった。未だ詳細にはわれわれが跡づけていない投資指導(Investitionslenkung)の強調がそのことを明瞭に物語る。ウルリッヒは、その政治的決定過程への人々の参加を強調していたのであった。かれの見解はそれによって、参加型の社会主義的要素をもつ学説となる。

われわれが参加型の政治過程を考えると、ウルリッヒがどのようにそこに権力平等性の仮定を置こうとも、それは一種の理想論であって、現実には、政治的に力をもつ者や集団が、供給されるべき財・サービスの種類を決めていく傾向に傾くことは否めないであろう。つまりそこに、現実的傾向として政治的権力格差とそれによる人々の欲求の不平等の実現が予測されるのである。われわれはこのことを問題点の1つとして指摘しておこう。

また、ウルリッヒが「計画」的要素を力説しつつも残そうとする「市場」的要素の存在を前提すると、どの集団が力をもとうとも、政治的過程で決定された供給されるべき財・サービスは、市場で「営利的に」生産され販売さ

れうるのでしょうか。この関連でかれの次の言葉を紹介しよう。

「他の利害集団の利害の特定の最小限の希求水準の満足が1つの単なる副次条件を示した伝統的企業の一面的に資本志向の用具機能とは対照的に、今や生存を確保する収益力と流動性は、1つの目標体系へと統合された企業におけるさまざまな利害状態の副次条件になる。」(S.192.)

この言葉の中の「生存を確保する収益力と流動性」が二の次となった企業は、ウルリッヒの構想する理想的社会の中で財・サービスを供給し続けるためには、生存の基盤をどこに求めて運営されるのか。この大きな疑問が存在することをわれわれはここで指摘して、その考究は次の機会に果たそう。

われわれはさらにここで、ウルリッヒ的理想的社会がそこで実現されたある国を仮想し、また、今日、かつて社会主義を標榜した国の多くが市場経済重視の傾向にあることを考えてみよう。周りの国々が、顧客の欲求に応じて新機能を次々と装着した商品であふれた資本主義国家であるならば、当該の国の人々がそうした状態を知ると、人々はもはや政治主導で提供された財・サービスに満足しないどころか大きな不満をもち始めるであろう。いかにウルリッヒが政治過程に参加することを強調してもその傾向は否めないのではなかろうか。これがわれわれの指摘したいかれの学説の問題点のさらなる1つである。

われわれはウルリッヒの学説の特質と問題点を指摘してきたが、これらの問題点のすべては、「市場」的要素と「計画」的要素を考慮に入れながらも、「計画」の強調の傾向をもつウルリッヒの見解の特質に起因すると考えられる。しかし、われわれは、かれの当初の問題意識たる、社会における大企業の弊害の問題の指摘と除去への意欲については、高く評価したい。

現実の資本主義的社会を見ると、そこには、興味をそそり、ないし便利ではあるが、使用者や第三者に直接的にあるいは間接的に迷惑を被らせる商品の氾濫がある。こうした事態を鑑みる何らかの思考と施策の必要性がわれわれには痛感される。そうした思考と施策へ1歩を踏み出すには、われわれは現時点では、ウルリッヒの思考枠組を使用しつつも、体制変更までいかず分

権化の自由を保持したままで、「計画」的要素の導入を図る方がより現実的であろうと考えている。この意味では、われわれの考えは、「市場」的要素と「計画」的要素の重心の置き方について、ウルリッヒの構想とは逆転している。

しかし、かれは本稿で取り上げた基礎的社会観に基づいてあるいはそこへ当てはめる形で企業論を展開しているので、その部分のかれの見解をわれわれが別の機会に跡づけ評価するまでは、われわれのこの点に関する議論は、暫定的結論としておきたい。

(筆者は関西学院大学商学部教授)